平成２４年（フ）第３号
福岡県豊前市大字八屋1667番地５
債務者　百留　和芳
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
北海道美唄市東４条南４丁目３番１―301号、住民票上の住所北海道美唄市字美唄1718番地
債務者　武田　和夫
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第４２８号
群馬県前橋市岩神町３丁目14番25号
債務者　長島　晴美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４４６号
群馬県伊勢崎市八斗島町1619番地５
債務者　大森　　司
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４５２号
群馬県前橋市富士見町原之郷788番地３　代栄パレスＮｏ．16―202号
債務者　岩田　政美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４５３号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町606番地12
債務者　山田　賀子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４６５号
群馬県伊勢崎市今泉町２丁目941番地17　大美賀コーポＢ10
債務者　山田　信男
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４６６号
群馬県伊勢崎市今泉町２丁目941番地17　大美賀コーポＢ10
債務者　山田由香里
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１２号
群馬県伊勢崎市今井町261番地１　県営住宅７
債務者　須田　良一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２６号
群馬県伊勢崎市新栄町3772番地１
債務者　小島　美子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３３号
群馬県伊勢崎市西小保方町198番地５
債務者　山口　美幸
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３７号
群馬県前橋市南橘町１番地５　M―203号
債務者　辻尾　典子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３８号
群馬県伊勢崎市西久保町２丁目233番地23
債務者　河口　和人
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３９号
群馬県前橋市荒牧町700番地10　東３南
債務者　宮前　美枝
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５４１号
群馬県前橋市横沢町47番地27
債務者　笛木　光男
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２１４号
千葉県山武郡大網白里町南飯塚301番地39
債務者　有井　麻美（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６２５号
新潟市西区坂井１丁目11番７号
債務者　大竹　智也
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５９号
新潟市秋葉区荻島１丁目15番12号
債務者　漆山　智美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部